

令和元年8月28日記者発表 職員の懲戒処分の概要

消防職員の懲戒処分について

さいたま市消防長は、地方公務員法の規定に基づき、消防職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

1 事件の概要

当該職員は、平成31年1月11日（金）所沢市内のカラオケ店内において、SNSで知り合った当時16歳の少女に対し、わいせつな行為をしたとして令和元年6月19日（水）埼玉県青少年健全育成条例違反（淫らな性行為等の禁止）容疑により所沢警察署において逮捕されたもの。

2 処分内容等

(1) 被処分者

消防局 副参事 （54歳）

(2) 処分内容

免職

(3) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

3 処分年月日

令和元年8月28日（水）

問い合わせ先：消防職員課
課長：八角
担当：萩原
電話：833-9256
内線：5450